板橋区長　坂本　健　様

2027 年度当初予算に対する要望書

2026 年 11 月2日
日本共産党板橋区議会議員団
同　　板橋地区委員会

この度、新年度当初予算編成にあたり、要望書を取りまとめましたので、本日提出いたします。

「暮らしが厳しい」の声はとまりません。政治は国民の暮らしに向き合わず、食料品のみ 2 年間だけの消費税減税では国民の暮らしはよくなりません。日本共産党は、大企業優遇政策を見直すことで「消費税一律5%」の財源をつくることを提案しています。

また、議員定数削減で少数においやられている人々の声が国会に届かなくなることも、大きな課題です。地方議会においても、さまざまな立場の議員が言論の自由を保障され、活発な議論を行うことが重要です。日本共産党板橋区議会議員団は引き続き、住民の声を代弁し、議会で提案していきます。

区民生活が厳しい一方で、区の財政状況は好転し、基金も増やし続ける状況が続いています。国に追随するのではなく、地方自治体として独自にさまざまな支援を講じることが十分に可能です。「いたばし生活応援事業・ひとり1万円ギフトカード」は全区民対象となり、喜ばれた反面、事業課題も多く残りました。よりすばやい、手厚い施策が求められています。

本日の要望書は、この間、区内の団体や個人の方々から寄せられた切実な声をまとめたものです。一つ一つの要望を真摯に受け止め、ぜひ実現していただくよう要望いたします。

【目次】

1、　行財政運営のあり方についてーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーP1
⑴ 財政運営指針に関わって
⑵ 職員に関して
⑶ ジェンダー平等の推進について
⑷ 公共施設のあり方及び再編整備について
2、　災害対策についてーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーP3
3、　平和都市宣言を活かす取り組みをーーーーーーーーーーーーーーーーーP5

4、　区内事業者を支える産業支援をーーーーーーーーーーーーーーーーーーP5
5、　“地球沸騰”待ったなしの気候危機対策をーーーーーーーーーーーーーP7
6、　誰もが親しめる文化・スポーツ施策をーーーーーーーーーーーーーーーP9

7、　人権まもる生活保障へーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーP10
⑴ 生活保護利用世帯および生活支援について
⑵ 障害児・者の福祉施策について
⑶ 高齢福祉と介護保険について
8、　安心の医療、公衆衛生の充実をーーーーーーーーーーーーーーーーーーP14

9、　まちづくりのあり方についてーーーーーーーーーーーーーーーーーーーP16

10、【住まいは人権】の立場に立った住宅政策へーーーーーーーーーーーーP18
11、子どもの権利を保障する子ども・子育て支援をーーーーーーーーーーーP19
12、主権者のための教育の充実をーーーーーーーーーーーーーーーーーーP22

13、地域要望ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーP28

2027年度当初予算に対する要望

1、 行財政運営のあり方について

⑴ 財政運営指針に関わって

【重点】

① 基金への積み立て優先をやめ、物価高騰対策として現金給付事業を行うこと。

② 【原則新たな現金給付事業は行わない】とする方針を撤回し、給付事業を拡充すること。

③ 区民と接する窓口業務や、納付勧奨などの重要な個人情報を扱う業務について委託をやめること。

④ 生活権を奪う差押えは行わないこと。

【一般】

＜契約について＞

1. 公共発注の量を増やし、契約にあたっては区内業者優先を貫くこと。また、公契約条例の工事契約の対象を拡大すること。
2. 公共工事における前払い金制度の上限を撤廃すること。
3. 公共工事における提出書類の軽減をはかること。

＜区民参加・情報公開について＞

1. 審議会等の各種会議体において、公募区民枠を拡大すること。また、女性委員の割合を区の目標数値４０％まで引き上げること。
2. 区民にかかわる計画は、区民や関係者への説明会のみならず区民参画を前提とし施策に反映させること。なお、説明会は回覧、掲示板、当該地にポスターを貼り周知を徹底すること。
3. 期日前投票所の増設、移動投票所の新設、病院・施設などの投票所を増設すること。
4. 郵便投票の対象者を拡大すること。

＜区の事務事業の外部委託について＞

1. 土木作業・保育園や学校の調理、用務などの退職不補充の方針を撤回し新規採用をすること。
2. 行政評価について、「全て」の指定管理者制度導入施設の結果を公開すること。
3. 指定管理者制度導入施設における自然災害・事故対応マニュアルを公開すること。
4. 指定管理者再委託先の企業名を公表し、区内業者の採用を８０％以上とすること。
5. 指定管理者制度導入施設を、指導・監督・管理する職員体制を増員すること。

＜区政運営について＞

1. 総合教育会議は、教育内容に踏み込むことなく、教育環境の改善に向けた議論をすすめること。
2. 予算編成方針における『スクラップアンドビルド』『サンセット方式』を見直すこと。

⑵ 職員に関して

【重点】

① 超過勤務の是正と事務量増に適切に対応するため、正規雇用による抜本的な増員を行うこと。

② 職員定数のあり方について、感染症や自然災害などの緊急事態の対応や特定事業主行動計画の目標達成を前提にすること。また、人材確保及び育成計画を策定すること。

③ 職員の恒常的超過勤務や長時間労働の解消、不払い残業をなくすこと。

④ 職場並びに管理職の配置について、男女均等となるよう是正すること。

⑤ 会計年度任用職員について、職の任用を見直し、特に、土木サービスセンター、スクールソーシャルワーカー、社会教育指導員、学校や保育園の栄養士等、常勤化している職については、正規化すること。また、賃金を引き上げること。

⑥ 障害者(知的・精神含む)雇用を推進するため、障害に対する理解促進のための研修の充実や各課の職員体制を達成させ、さらに区として引き上げること。

【一般】

1. 人事委員会に対し、給与算定にあたり次の基準について見直しを求めること。
 ⑴ 生計費原則を貫き、物価高を考慮すること。
 ⑵ 公民比較基準を事業所規模 1000 人以上とすること。
 ⑶ 国家公務員と比較する国公ラスパイレス指数が全国平均を下回らないよう是正すること。
2. 管理職の勤務実態調査を行ない、負担軽減をすすめられるよう職務のあり方を見直すこと。合わせて、係長職含め、管理職ポストを増やすこと。
3. 定年引上げにともない、60 歳前後の賃金を７割に引き下げないこと。
4. 福祉事務所のケースワーカー及び査察指導員を増員すること。

⑶ ジェンダー平等の推進について

【重点】

① 政策決定部署への女性職員の配置を高めるため、目標を設定すること。また、男女平等推進課を、政策部門に配置すること。

⑷ 公共施設のあり方及び再編整備について

【重点】

① まちづくりありきでなく、地域需要にあった公共施設計画を再構築すること。

② 本庁舎北館施設整備方針には、行政機能を優先して配置しスペースを増やし、住民説明会などを

開催し区民からの意見を反映すること。またグリーンホールには集会機能を配置すること。

③ 旧板橋第4中学校跡地活用方針について、大原生涯学習センターやボランティアセンター、フレンドセンター、富士見台児童館なども含めて各施設利用者へアンケート調査や施設ごとの説明会を実施するなどし、利用者の意見を計画に反映すること。あわせて、大原生涯学習センターは現地で建て替えること。

④ 3福祉事務所の窓口を5カ所に増やす方針をもつこと。

⑤ 上板橋健康福祉センターなど、老朽化した施設の対策を直ちに講じること。また、健康福祉センターの窓口委託化はやめること。

⑥ 障害者サービスの委託化はやめること。また、窓口や組織のあり方は、障害者の意見をきいて見直すこと。

【一般】

1. グリーンホールは区民への貸し出し施設として、本来の役割を果たすこと。
2. 保育園や特養ホーム、障害者施設など、行政需要の高い施設の整備に向けて、公有地を積極的に活用し、民有地についても情報収集を行うこと。
3. 指定管理者制度を導入した施設は、業者と区と利用者による協議会を設置して、施設の利用方法や運営について利用者の意見が十分反映できるようにすること。
4. 区施設の駐車場について、すべての利用者に対し 40 分無料にすること。
5. 荒川河川敷の駐車場は無料に戻すこと。
6. グリーンホール利用者のための駐輪場を拡大し、合わせてバイクの駐輪場も設置すること。
7. 利用者が使用できるよう、グリーンホールやグリーンカレッジ等に、保育専用室を設置すること。
8. 南部土木サービスセンターの雨漏り、断熱化など施設の修繕を急ぐこと。
9. 北部土木サービスセンターは水没地域であるため、移転させること。
10. 旧中央図書館跡地は、防音設備の整った文化芸術活動を行える施設として再検討すること。

2、 災害対策について

【重点】

① 災害対策基金を発災前対策に活用できるようにすること。

② 避難所について、一人当たりスペースを 1.65 ㎡から 4 ㎡に段階的に引き上げる計画を策定し、必要な避難所を新たに増やすこと。また、すべての人が安心して避難できるよう環境を整えること。

③ 要配慮者に対する個別避難計画について、対象拡大及び策定スピードを上げること。

④ 在宅避難者用の物品の備蓄計画をつくること。

⑤ 福祉避難所の運営体制を強化すること。区独自の福祉避難所にむけ検討を行うこと。

⑥ ペットと一緒にすごすことのできる避難所を設置すること。

⑦ 避難所の備蓄品や携帯トイレ、簡易ベッドなど想定される避難者に対応できるようさらに拡充すること。

⑧ 危険ながけ・擁壁について、東京都に対し補修等への補助金の創設を求めること。

【一般】

＜災害の予防対策について＞

1. 地域防災計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、BCP 計画、また、今後策定する新型コロナ予防計画について、実効性のある計画となるよう、具体的な方策を定めること。
2. 崖擁壁助成・非木造の耐震助成制度の対象拡大と助成額のさらなる増額を行うこと。また、危険箇所を公表すること。
3. すべての世帯を対象として「家具転倒防止」器具の取り付けを専門家のノウハウを生かした支援サービスを創設すること。
4. 耐震上、あるいは老朽化している児童福祉施設(公私立保育園・児童館)の改築を緊急に実施すること。また、耐震化は躯体だけでなく、天井や窓ガラスなど非構造部分についても、公民問わず 100%対応すること。
5. 局地的豪雨による被害を防ぐために、現状にあった対策を都に求めること。
6. 『防災資器材購入補助金』を新たに実施すること。
7. 区民の防災士受講料の助成を実施すること。
8. 自動消火装置の助成制度を実施すること。
9. 水害発生地域へ水でふくらむ水嚢を事前配布し、止水板の助成制度を抜本的に拡充すること。
10. 荒川浸水地域の緊急垂直避難場所を身近な場所に必要な量を設置すること。また、救命ボートを各地（学校など）へ配備すること。
11. 水害時のアンダーパス対策を強化すること。

＜災害後の対策について＞

1. 透析患者の避難体制及び被災後の支援について、ガイドラインを策定し、個別計画を作ること。
2. ＡＥＤの設置場所について、コンビニエンスストアなど２４時間出入りできる場所に外付けするなど、活用の拡大を図ること。
3. 福祉避難所を増やし、近隣への避難もできるようにすること。
4. 災害時に、重度障害児者への支援が行えるよう、日常的に障害福祉課と危機管理室、関係機関が連携をとり、支援について協議を行うこと。
5. 「避難行動要支援者名簿」について、愛の手帳４度・精神障害者・難病患者・居宅で介護を受けている人も対象とすること。
6. 首都直下地震を想定し、応急仮設住宅については民間賃貸住宅をはじめ、公共住宅等も借り上げ、仮設住宅の大量確保のための公共空間の確保などのための対策について検討すること。また自己所有

地や借地の被災者に対し、本設置に至るまでの間の自力仮設住宅の建設を援助する制度を検討すること。

3、 平和都市宣言を活かす取り組みを

【重点】

① 核兵器禁止条約発効の意義を踏まえ、核廃絶に向けた取り組みや平和事業を強化すること。

② 区の実施する事業における自衛隊との連携については見直すこと、また名簿の提供を止めること。

③ 中学生平和の旅事業について、派遣先を沖縄にも拡大すること。

④ 憲法の平和主義に基づき、区の平和事業を充実させること。

【一般】

1. 平和首長会議や「非核平和都市宣言」自治体の活動に積極的に参加すること。また区長として被爆者署名に署名すること。
2. 区長も広島・長崎の平和式典に参加すること。
3. 戦争体験の継承事業を様々な方法で行うこと。
4. 第５福竜丸保存館や都内の平和祈念館などを社会見学先に取り入れるなど、子どもたちの平和学習の取り組みを強化すること。
5. 大山公園に、旧養育院での戦争犠牲者の慰霊碑を建立すること。

4、 区内事業者を支える産業支援を

【重点】

① 物価高騰で厳しさを増している中小企業、小規模事業者の事業継続のために、直接支援や家賃助成を行うこと。そのための予算を抜本的に拡充すること。

② 小規模事業者登録制度について、登録事業者を増やし、手続きの簡素化や指定管理制度導入施設での活用等、受注の拡大を図ること。

③ 区内中小零細事業者支援及び育成のために、公共発注を増やすこと。また、入札方法についても総合評価方式の拡充や、区内事業者の規定を本店のみとするなど改善すること。

④ 消費税について、5%減税及び将来的な撤廃、経営困難な中小業者には納税免除を行うよう国に求めること。

⑤ インボイス制度を廃止するよう国に求めること。

⑥ 最低賃金を時給1700円以上に引き上げ、生活賃金を年収300万円以上とすること。あわせて中小企

業への支援策を行うこと。

⑦　区内事業者の仕事おこしとなるよう、住宅リフォーム助成・建築物の断熱化助成制度を復活すること。

【一般】

＜全体に関わって＞

1. コロナ禍や物価高騰で厳しさを増している中小企業、小規模事業者の事業継続のために、給付金や家賃助成を行うこと。そのための予算を抜本的に拡充すること。
2. コロナ対策として実施してきた緊急融資や緊急借り換え制度をさらに拡充すること。
3. 設備投資等の支援策を抜本的に拡充すること。リース代など固定費への補助を行うこと。
4. 区の制度融資から「税金の完納要件」をはずすこと。
5. 生活が困難な業者に対する無利子、長期貸付の生活つなぎ資金を創設すること。
6. 小規模企業振興基本法にもとづく条例を制定すること。そのために、業種ごとの幅広い事業組合の代表が参加できるような審議会をつくること。
7. 中小企業などの人材確保のための時間短縮、職場環境の改善、福利厚生や人材育成の充実などへの助成制度を拡充すること。
8. 再生可能エネルギーを新しい産業振興の柱として位置づけ、区内中小企業による技術開発、製品づくりを東京都や大学、試験研究機関と連携して強化し、雇用創出にもつなげること。
9. 公衆浴場に対し、燃料代や施設整備補助などの経営支援の継続及び引き上げ、需要喚起策としての補助金等を拡充すること。また、AED を設置すること。
10. インターネット取引やキャッシュレス決済、成年年齢の引き下げ、詐欺行為の増大などに対応するため、消費者センターの相談窓口を拡充・強化すること。
11. 企業活性化センターのスタートアップオフィスの利用期間を延長すること。

＜商業支援について＞

1. 商店街を「地域の公共財産」と位置付けて、振興・活性化を支援する条例を制定すること。個店のバリアフリー化、低電力化、店舗改善などができるよう商店リフォーム助成を行うこと。
2. 区として、中小業者への給付金など直接支援を行うこと。
3. 商店街のポケット・パークや休息ベンチの設置、駐車場、自転車駐車場の確保や整備を行うこと。
4. プレミアム商品券の発行を継続し、支援を強化すること。
5. 商店街で購入した商品の宅配サービスを行っている商店街に財政的支援を実施するなど、買い物弱者支援を拡充すること。
6. 商店街の街路灯の LED 化、ソーラーシステム化への支援を行い、設置費用や電気代の 100%補助を行うこと。

＜工業支援について＞

1. 下請け単価の切り下げなど、下請け企業の実態を把握し、是正指導を行うこと。

2. 熟練技術者へ「板橋版マイスター」制度を創設・充実させること。

＜農業支援について＞

1. 「都市型農業振興、農地保全推進事業費補助金」の増額をはかること。
2. 学校や保育園、福祉施設、病院などの給食で、地場農産物を利用すること。
3. 「農の風景育成地区政策」（都制度）を活用し、農地を残すこと。
4. 野生動物による農作物への被害を防ぐための対策経費について、助成制度を創設すること。

＜雇用・労働、就労支援について＞

1. 区内企業が区民を正規採用するときの支援策を行うこと。
2. 区の公共施設で働く民間労働者など、公務労働を担う方が、プライバシーを守られつつ気軽に相談できる窓口をつくること。
3. 区のホームページに青年の雇用支援ページを作ること。
4. 建設労働者に対し、無料でアスベスト健診を行うこと。
5. 東京都の「ポケット労働法」と「いたばし若者サポートステーション」の事業内容を、成人のつどい等で配布すること。
6. 成人の発達障害者に対し、職場・労働環境に適応できるよう、区として相談支援・企業での雇用促進支援を行うこと。

7.賃上げを行った中小業者に対し、支援を行うこと。

5、“地球沸騰”待ったなしの気候危機対策を

【重点】

① 温室効果ガスの削減目標を、2030 年までに 2010 年度比で 50%とし、目標実現のための政策を打ち出すこと。

② 地球温暖化防止条例を制定すること。

③ 既存住宅及び中小零細企業に対し、再生可能エネルギーの活用や既存の建物の断熱化など省エネ化に対する助成を拡充すること。

④ 2027 年末をもって蛍光灯の製造が終了することに伴い、家庭や中小事業所に対して LED の購入助成を行うこと。また、LED 化のために必要な工事に対して助成を行うこと。（6月には落としてるが町連が要望している）

⑤ 再生可能エネルギーの抜本的拡大を図るため、発電やエネルギーの地産地消に取り組む企業や自治体への支援を行うよう国に求めること。

⑥ 石炭・火力・原子力発電からの撤退及び原発の輸出をやめるよう国に求めること。

⑦　アスベスト飛散防止条例を制定し、アスベスト除去工事への助成制度を創設すること。

【一般】

＜エネルギー対策について＞

1. エコポリスセンターの機能を、気候危機打開に取り組むセンターとして拡充・強化すること。
2. すべての公共施設の再エネルギー化について、R9度以降も具体化し、実施すること。
3. 区役所が使うすべての自動車を電気自動車に切り替える計画を持つこと。
4. 電気自動車のための充電設備を、公共施設に設置すること。また、民間マンションなどへの設置を義務付けること。

＜放射線対策について＞

1. 放射線測定の水準を引き下げず、引き続きおこなうとともに、測定か所を増やすこと。
2. 原発事故に備えた資器材を十分確保すること。
3. 職員及び区民に対し、放射能に対する情報提供や学習する機会を設けること。
4. 区内に流通する食品についての放射能サンプル検査を適時行うこと。

＜リサイクル・環境施策について＞

1. 家庭ごみの有料化は行わないこと。
2. プラスチックごみの収集日をふやすこと。
3. 回収したプラスチックの再生利用の結果について、区民に知らせること。
4. 区内における様々な解体工事に伴うアスベストの被害が広がらないように、区の指導が強化できるよう条例を策定すること。また、第 3 者を入れてアスベストの対応が適切に行われているかどうか確認できるよう、業者への指導を強めること。
5. 生ゴミリサイクルの出口確保のため、より完成度の高い「堆肥」の商品化、小・中学校、区民農園、区内の農家、公園や公共施設などでのいっそうの積極的活用を図ること。
6. 廃油の収集とリサイクルを研究し、福祉作業所等の利用者の仕事づくり等と結んで、廃油再利用をすすめること。
7. フリーマーケットなど、家庭用品のリサイクルを目的とした場の提供等を行うこと。
8. 家電リサイクルを促進するため、低所得世帯に対し、排出時の経済的負担を軽減する事業を実施すること。
9. ダイオキシン類対策、土壌汚染など環境汚染に対する「環境オンブズマン制度」を創設すること。
10. 幹線道路沿い50m 以内にある小・中学校、保育園、幼稚園に通う子どもたちの健康被害を調査すること。また結果を環境対策に生かすこと。
11. 個人住宅・民間零細業者に対し、アスベスト含有調査のための助成額を上限 5 万円から引き上げること。また、除去に対する助成制度をつくること。
12. 保存樹木の管理費助成の増額など、支援を強めること。

13. 区民農園について、2年継続利用できるようにすること。
14. 『グリーンプラン 2035』を抜本的に見直し、緑を増やすための具体策を持つこと。
15. 騒音測定器を借りやすくすること。また、臭気測定ができる機器を購入し貸出しを行うこと。
16. 野生動物に対し、目撃情報や被害があった場合の情報提供や対策について周知すること。
17. 使用済み乾電池を不燃ごみとして回収できることを、集積所に貼り紙をするなど周知すること。

6、 誰もが親しめる文化・スポーツ施策を

【重点】

① 集会施設や文化施設及び体育施設の利用料金を引き下げること。こども料金を無料に、また高校生が多数を占める団体や高齢者団体への減免を行うこと。

② 文化団体や個人への支援のため、公演機会を増やすこと。また、公演に対する助成を拡充すること。

【一般】

＜芸術・文化活動について＞

1. 文化会館について、利用者懇談会を開催すること。また、音響設備を充実させること。
2. 文化会館の利用料について、区内団体の割引制度を作ること。
3. 和太鼓や音楽の練習ができる場所を増やすこと。
4. 集会所、会議室、体育館等の利用料を引き下げること。
5. 集会所、会議室への Wi-Fi 整備及びビデオやDVDの視聴機材を設置すること。
6. 全集会所の施設改善計画を策定し、冷蔵庫・冷水器・洋式トイレ・ウォシュレットを設置すること。また、畳や机・イスの入れ替えを行うこと。また、各地域センター、集会所の夜間、休日祝日時に管理人を常駐させること。
7. 区の音楽練習室について、利用者の意見を聞いて改善すること。

＜スポーツについて＞

1. 青少年が、自主的なスポーツ活動を行える青少年センターやスケートボードやバスケなどができるスポーツ施設を新設すること。
2. バリアフリー化が遅れている区の体育施設について、エレベーターの設置やスロープの設置など施設改修を実施すること。
3. 障害者スポーツができるよう、障害者団体や利用者の声をきき改善すること。
4. プール使用について、半面ずつを、貸切と一般開放とで併用するなど、改善すること。また、貸切利用の場合でも安全のため監視員をつけること。
5. 区内の、文化・スポーツ・教育などの自主的な団体の育成と援助を行い、必要な助成制度を作ること。
6. スポーツ・文化・教育施設の利用料の引き下げと、55 才以上と 22 歳以下の青年・学生への割引制度

を新設すること。

7.赤塚体育館少年運動場の使用料を無料にし、夜間も利用できるようにすること。

8.赤塚体育館の改築計画について、利用者・関係者に周知し、代替施設を用意すること。

9.小豆沢体育館のエアコンの性能をあげること。

7、 人権まもる生活保障へ

⑴ 生活保護利用世帯および生活支援について

【重点】

① 物価高騰対策やエネルギー高騰対策として電気代助成など行えるよう、夏季加算などの法外援護事業を実施すること。

② 土・日・祝日等の閉庁日でも対応できるよう、相談体制を強化すること。

③ 住宅費高騰に伴い、住宅扶助費を引き上げるよう政府に求めること。

【一般】

＜生活保護受給者・低所得者への対応について＞

1.「生活保護費引き下げ訴訟」の違憲判決をうけて国に謝罪と被害回復を求めること。また、区として独自の周知を行うこと。

2. 被保護世帯の区民に対し、人権侵害となる発言や指導を行わないこと。

3. 扶養照会を強制せず、申請用紙や『生活保護のしおり』の改善を行い、利用する権利を保障すること。

4. 生活保護、低所得世帯に奨学金貸付基金の活用を促進するため、必要な改善を図ること。

5. 高等学校等にかかる教育費に対し、義務教育の就学援助に代わる制度をつくること。

6. 公衆浴場入浴券を増やすこと。

7. 現在の福祉修学資金制度の利用要件を緩和し、利用する人を増やすこと。また区独自で給付型奨学金制度を新設すること。

8. 応急福祉貸付事業の利用要件緩和を図ること。

9. 区内の家賃価格にあわせて、生活保護の住宅扶助費の上限引き上げを国に求めること。また、最低居住面積に居住できるよう促すこと。

＜引きこもり支援の強化を＞

1. 区のひきこもり相談窓口に専門知識を有する職員を配置し、課題解決のための具体的な対応を可能とすること。

＜ひとり親家庭への支援強化を＞

1. 母子生活支援施設の新増設を行うこと、また出産前から入居できるすまいの提供を行うこと。
2. ひとり親ホームヘルパー派遣事業の要件を緩和すること（対象年齢の引き上げ、就労証明の簡素化など）
3. 家具転倒防止金具取付事業の対象に、ひとり親を加えること。
4. 所得制限なしの事業をふやすこと。

＜原爆被爆者に対する公的支援強化を＞

1. 原爆被爆者の認定基準を、実態に則して拡大するよう国に求めること。

⑵ 障害児・者の福祉施策について

【重点】

① 区立福祉園の民営化を行わないこと。また、福祉就労施設での工賃引き上げのための支援を強化すること。

② 放課後等デイサービスについて、職員配置や床面積等の施設基準を定め、運営事業者に対し必要な支援を実施すること。

③ 「障害者差別解消法」施行に伴い、区の施策全てにおいて、合理的配慮が実施されているか検証を行い、必要な改善を図ること。また区内事業者等にも周知徹底するなど、差別解消、障害者の人権を守る対策を図ること。

④ 区役所周辺に「板橋区障がい者総合福祉センター（仮称）」を増設し、基幹相談・地域支援・相談・居場所などの機能を兼ね備えたものにすること。

⑤ 障がいのある人の居場所、交流室（相談員常駐）をつくること。

⑥ 区内に設置が予定されている強度行動障がいのあるひとが入所できるグループホームについて、十分運営できる事業者を選定し、短期入所もできるようにし、地域生活支援拠点として整備すること。

⑦ 重度重複障がい者本人または主たる介護者が感染症罹患した場合に、相談できる窓口などを整備すること

⑧ 障害者や家族が緊急時に 24 時間 365 日相談できる仕組みをつくること。

【一般】

＜地域で暮らせる支援＞

1. 福祉事務所でも障害者の相談ができるようにすること。
2. 障害者の相談窓口として、ホームページを改善すること。
3. 障害者のサービス等利用計画作成に対する報酬を区独自で加算すること。
4. 障害児の放課後デイにおいて事業者の障害児に対する処遇の実態を把握し、適切でないところへは指導を行うこと。また質の確保を図るため、区としての最低施設基準を設置すること。利用料

は無料とすること。

5. 障害児の放課後デイで重度重複の障害児、また医療的ケア児を受け入れることができるよう、施設改善と人の配置増への支援を実施すること。
6. 障害者の日中一時施設を増設するとともに、短期入所施設の増設を進めること。
7. 移送サービス事業を地域生活支援事業として位置付けること。
8. 障害者の卒後問題を解決するため、福祉園の新設含め、多様な選択肢を可能とすること。
9. 福祉園は週 5 日間の通所を保障し、定員を守り詰め込みをしないこと。また、生活介護の登降園時間を延長すること。
10. 各福祉園において、職員の増配置が行えるよう、指定管理料を増額すること。また、区独自の上乗せを継続すること。
11. 重度障害者の介護を支えるため、ヘルパーなどの報酬に区独自で上乗せを行い、安定した雇用が図れるようにすること。
12. 宿泊訓練を 2 泊 3 日に戻すこと。
13. 入所施設「イクトス」に対し、利用者の施設での様子を家族に適切に伝えること、居室への立ち入り等を行えるよう改善を強く求め、人権を守る対応を指導すること。
14. 福祉園でも緊急時の利用延長など、一時的に預かれるようにすること。または区内短期入所施設に「緊急保護枠」を確保すること。また医療的ケアを必要とする障害者の利用も認めること。そのために必要な財政支援を実施すること。
15. 肢体不自由児者・重度重複障害者・医療的ケアを必要とする障害者が入所できる施設を整備すること（短期入所、一時保護を含む）。
16. 障害者相談支援事業については、経験豊かな障害別でそれぞれに福祉専門職が配置される基幹相談支援センターに内容を充実させること。また判定や支給決定機関とは独立させ、365 日 24 時間の相談が受けられる体制を整えること。
17. 福祉タクシー券を愛の手帳 3 度・4 度、内部障害者 3 級への拡充をはかること。また枚数の拡充を図ること。
18. 福祉事務所に配置されている手話通訳者を正規職員とし、通訳不在の状態を改善すること。
19. 障害児の余暇活動を実施している団体への助成額を拡充すること。
20. 地域活動支援センターに対し、固定費として家賃助成を行うこと。
21. 就労継続型施設に対し、区の仕事、区関連の仕事発注を増やすこと。
22. 障害者の雇用について、特に知的と精神障害者の就労の場を庁内、出先機関において「過渡的就労」「職場体験学習」も含め、引き続き拡充すること。また就労先での定着を図るためにも「ジョブコーチ」の拡充強化を引き続き行うこと。
23. 障害者就労支援センター【ハートワーク】の人員体制を強化すること。合わせて交通の便のいい

ところへ移転すること。

24. 障害者団体への補助金を増やすこと。
25. 庁舎１階において障害者の働く場、社会参加の場としての「スマイルマーケット」については、きちんと施設整備を行い、常設とすること。また庁舎を訪れる人への宣伝強化を図ること。
26. グループホームの整備のため、区営住宅の活用も含め、区の土地や施設で可能なところについて貸し出しを行うこと。また都の補助金と連動し区の補助制度を設けること。
27. 都営住宅の建て替え時などに、障害者のグループホームが設置できるよう関係機関の調整を図ること。
28. 発達障害者・軽度知的障害者のための地域の居場所（就労や社会参加の場）を増やすこと。
29. 大人の発達支援センターの体制強化及び待ち時間を減らすこと。
30. 「なないろパレット」の周知拡大と活用を行うこと。

＜精神障害者への支援＞

1. 自立支援医療費の自己負担額への独自助成を行うこと。
2. 「心身障害者福祉手当」に精神障害者を対象とすること。
3. 重度の精神障害者への「福祉タクシー券」を支給すること。
4. グループホーム運営費への補助金増額を行うこと。またグループホームの増設を行うこと。
5. 住宅確保への支援と公的な保証人制度を設置すること。
6. 板橋区独自の「いのちの電話」を 24 時間体制で実施すること。
7. 私鉄の障害者割引ができるよう、関係機関と話し合って実現につなげること。

＜難病・呼吸器疾患を持つ方への支援＞

1. 難病患者が社会的入院とならないため、通院体制の整備を図ること。
2. 透析患者などへの福祉タクシー券を増やすこと。
3. 医療費助成の申請時に、住民票などを取る際にかかる手数料について、国や東京都が実施するまでの間、区として助成を行うこと。
4. 3 級まで福祉タクシー券の支給対象とすること。また、更新時の「審査会」の審議内容を申請者本人が理解できるように情報開示すること。
5. 毎年行われている公害患者会主催の転地療養事業に対し、区の補助を行うこと。
6. プール教室を利用しやすいように改善を図るとともに回数を増やすこと。

⑶ 高齢福祉と介護保険について

【重点】

① 居宅での家族介護に対し、家族介護手当などの支援策を実施すること。

② 介護保険料を引き下げること。また、利用料の軽減を拡充すること。あわせて、介護保険事業に対す

る国と東京都の支出割合を増額し、保険料の引き上げとならない対策を求めること。

③ 特別養護老人ホームの整備について、待機者ゼロを目指し、必要量に見合った計画に改めること。

④ 区独自に介護現場へ助成を行い、また居住支援や移動支援を行い人材確保につなげること。

⑤ 空室の借り上げなど、介護人材のための居住確保を行うこと。

⑥ ふれあい館をあらたに増やすこと。

⑦ 加齢性の高齢者の難聴に対する補聴器購入費助成の対象の拡大と助成額を引き上げること。

⑧ シルバーパスを無料にすること。

⑨ 区独自の高齢者福祉サービスの対象者を「世帯非課税」ではなく、「本人非課税」とすること。また、所得制限なしの事業を広げること。

【一般】

＜地域支援事業について＞

1. 地域包括支援センターへの人員の増配置とスペースが確保できるよう、委託料の引き上げと支援の拡充を図ること。また、センターを増やすこと。
2. 新しい総合事業における区独自の緩和型の報酬額を国基準にまで引き上げること。
3. 新しい総合事業における事業の担い手は、区が責任をもって育成し実態把握を行うこと。

＜介護給付事業について＞

1. 各事業所で実施している入浴・送迎への独自加算を行うこと。
2. 地域密着型サービス事業の基盤整備に対し、区独自の財政支援を検討すること。
3. 低廉な費用で生活ができる軽費老人ホーム（ケアハウス）を大幅に増設すること。
4. 介護施設の居室料への独自補助を実施すること。
5. 民間特養ホームにおいて、重度の要介護者を受け入れる際の単価を引き上げること。

＜高齢者の福祉サービスの充実を＞

1. 緊急通報システムの利用料を非課税世帯については無料とすること。
2. 福祉タクシー券支給事業を重度の要介護者にも広げること。
3. 高齢の低所得者に対する家賃助成事業を行うこと。
4. サービス付き高齢者住宅に区独自の上乗せ家賃助成を行うこと。
5. 敬老入浴事業の年齢基準を 65 歳以上とすること。また回数をふやすこと。申請手続きについて、対象となる高齢者全員に申請用紙が配布できるよう改善を図ること。
6. 高齢者のウェルネス（介護予防）スペースを増やし、夜間利用を可能にしかつ無料にすること。

8、 安心の医療、公衆衛生の充実を

【重点】

① 国民健康保険料を引き上げないこと。また、子どもの均等割り保険料をなくし、18 歳までの保険料

を無償にすること。

② 国民健康保険料を支払えない人に対する相談、生活支援を行うようにすること。また、次年度もすべての特別療養費世帯に特段の措置として通常証を発行すること。

③ 国保加入者全員に資格確認書を交付すること。

④ 無料低額制度事業を実施する医療機関の設置を増やせるよう、区内医療機関に働きかけること。また、実施していることを広報すること。

⑤ 新型コロナやインフルエンザ等感染症への対応を迅速に行えるよう、保健師をふやし、保健所の職員をふやすこと。

⑥ インフルエンザの流行時期が早まっていることに伴い、10 月からのワクチン接種を前倒しできるよう協力医療機関と相談し、早期接種を検討すること。あわせて自己負担の軽減をはかること。

⑦ 区直営や浴場組合への委託などによる公衆浴場の新設を検討すること。

⑧ 区内民間医療機関への経営支援を検討すること。

【一般】

＜健診・医療の充実を＞

1. 区内で乳がん検診ができる医療機関をさらに増やすこと。
2. 特定健診の受診率を高めるよう、対策をはかること。合わせて、７５歳以上の方も同様の検査項目と認知症検査を受けられるようにすること。
3. 18 歳～34 歳までも区民検診の対象とすること。
4. インフルエンザ、コロナのワクチン接種を無料にすること。
5. インフルエンザ予防接種をぜんそく患者に全額無料で行うこと。
6. 肺炎球菌の予防接種事業について、助成額を拡充すること。
7. 在宅酸素患者に対し、区独自での電気代助成を図ること。
8. 「入院時の差額ベッド代」について、差額ベッド代を求めてはいけない場合などの周知を区ホームページに掲載すること。

＜食品衛生・安全を守る施策の強化を＞

1. 遺伝子組み替え食品に対する安全対策、情報提供、表示義務付けなどの指導を強化すること。
2. 消費期限日時の不正などを監察する機能を区独自でも強化するため、食品衛生監視員の増配置など体制強化を引き続き図ること。
3. スズメバチの巣の撤去について、区民の生命と安全を守るために（アナフィラキシーショックによる死亡事故につながりかねない）公有地、私有地を問わず、公費で撤去を行うこと。
4. 屋内へのネズミの侵入や被害について、相談・駆除等を区として行うこと。

＜飼い主のいない猫の対策について＞

1. 不妊去勢に対する助成金をさらに引き上げること。

2.「飼い主のいない猫」の不妊去勢については、動物の医療機関と連携し、その手術代について区の助成金で直接精算できる仕組みを構築すること。

＜公衆浴場への支援＞

1. AED を設置すること。
2. 公衆浴場の改築、改修経費を補助すること。

9、 まちづくりのあり方について

【重点】

① 大山駅周辺のまちづくり・JR板橋駅西口・上板橋駅南口・高島平地域の再開発事業は、住民参加を貫き、住民合意のないまま進めないこと。また、説明責任を果たすこと。

② 区民の移動の権利を保障する観点から、区内バス路線の本数を削減しないために、区が支援を行うこと。また、コミュニティバスのルートや本数を増やすこと。

③ 東武東上線のホームドア設置について、東武鉄道及び東京都に要望し工事経過の説明を区民に対し行うこと。

④ 公園公衆トイレ適正配置改修計画の見直しは、区民に意見をきき反映させること。

【一般】

＜公園・公衆トイレについて＞

1. 公園・公衆トイレの改修は、前倒しで実施すること。また、改修の際は地域住民の要望を聞くこと。また、女性専用トイレを増やすこと。
2. 子ども動物園高島平分園を改修すること。合わせて子ども用トイレを設置すること。
3. 子どもへの犯罪防止の観点から公園指導員を積極的に配置すること。
4.「だれでもトイレ」に障害者が利用できるベッド（折りたたみ式）を設置すること。
5. こどもの池を減らさないこと。また、新たな水遊び施設への更新にあたっては、利用者や運営団体と十分な協議の上、合意を得て進めること。また、こどもの池を熱中症対策の場所として位置付け、日除けの屋根やタープの設置などの対策を強化すること。
6. こどもの池を、熱中症対策の場所として位置付け、対策を強化すること。
7. 高島平緑地の樹木を、まちづくりを理由に減らさないこと。

＜自転車対策及び交通政策ついて＞

1. 自転車の安全対策のため、自転車レーンなどの整備をすすめること。
2.「福祉のまちづくり指針」に基づいて、区の施設を総点検し、改善計画を作ること。
3.「福祉のまちづくり施設整備助成」について、基準の緩和、助成金の増額など使いやすい制度にし、区民への広報を積極的に行うこと。

4. 歩車道間の段差解消を調査し、引き続き計画的にすすめ、さらに高齢者、障害者に配慮した道路への改善のスピードを引き上げること。
5. 危険なブロック塀について、通学路以外も点検すること。また、神社など老朽化した石塀等も点検し、修繕のための補助制度を実施すること。
6. 当日利用枠のない自転車駐車場に一定の当日利用枠を設けること。
7. 駅から遠い場所や屋根がない自転車駐車場は新たな減免や無料化を検討すること。
8. 指定管理者制度が導入された区営自転車駐車場について、働いている人、利用者の声を区が直接聞き、実態を把握し、働く人の労働時間及び施設の改善を図ること。指定管理者による運営を撤回すること。
9. 不足する駐輪場を設置できるよう土地の確保をすすめること。

＜住み続けられるまちづくり＞

1 再開発により、住民がその地域から出ていかなければならないような計画にしないこと。
2. 再開発当該地やその周辺に借地・借家により居住している世帯の転居等については、事業により発生する転居のため、必要な援助を行い、自己負担なく転居できるよう保障すること。
3. 中高層建築物紛争予防条例の実効性を高めるため、合意事項を書面で確認することについて条例改正をすること。
4. 再開発により、家賃が高騰することへの対策を講じること。

＜大山駅周辺のまちづくり＞

1. 東武東上線の立体化については、高架化で事業認可されたが、住民合意が得られていない。地下化の検討と合わせ、区内全区間を立体化の対象として計画を再検討すること。
2. 大山東地区まちづくりについて、既設の『まちづくり協議会』含め、地域の方々との協議を行うこと。
3. ピッコロスクエアの公有地の活用について
 ⑴ 再開発について、11 月より解体工事が始められると聞くが、営業されている店舗も残されており、合意のないまま進めないこと。
 ⑵ 地権者などへの立ち退き交渉における「おどし行為」などがおきていないか点検し、対応の相談にのること。

＜JR 板橋駅周辺のまちづくり＞

1. 駅前広場計画は見直すこと。
2. 公共施設部分には保育所、音楽ホール、区の地域集会所を設置すること。
5. 人口増が見込まれるため、保育園・幼稚園、小学校・中学校、あいキッズ・児童館、地域集会室等の増設・新設を検討すること。
6. 駅前に音響式信号機の設置を関係機関に要請すること。

7. 駅ホームの拡張、ホームドアの設置を JR に求めること。また、『出口』『エレベーター』『トイレ』表示と案内板を大きくわかりやすい場所に表示すること。

8. 駅前広場に予定される公衆トイレは男女別とすること。

9. 住民説明会を開催し、議事録を公開すること。

10. 駅前広場整備計画では、駅前広場の自転車駐車場が撤去され、再開発ビルの中に入る予定になっているが、地元住民の声を聞き、放置自転車対策をさらに強化すること。 地域住民の意見を反映すること。

＜上板橋駅南口周辺のまちづくり＞

1. 南口駅前及び上板橋 1 丁目地域の防災対策は、再開発を前提とせず独自に進めること。

2. 南口駅前広場の工事に伴う、南口商店街への影響を調査し、顧客の減少への支援をすること。

＜高島平地域のまちづくり＞

1. 区として建て替えの対象となっている高島平 2 丁目の UR 賃貸住宅 33 街区の住民の住まいに関する相談に対応すること。また、現地での建て替えを再検討すること。

2. 高島平 2・3 丁目周辺地区計画は、再整備地区だけの地区計画ではなく、2，3 丁目や高島平駅との接続も含めて全体のまちづくりについて、ただちに住民に説明し、住民参加で検討しなおすこと。

3. 高島平 3 丁目の区道延伸は中止すること。

4. グランドデザイン改定は住民参加ですすめること。

5. 高島平健康福祉センターの移設について、説明会をひらき意見をきくこと。

10、【住まいは人権】の立場に立った住宅政策へ

【重点】

① 公営住宅の住戸を増やすこと。また、空き家や空き室を借り上げ、低廉な家賃で居住できるよう提供すること。

②『板橋区営住宅再編整備基本方針』について、けやき宛廃止及び戸数を増やさない方針は撤回すること。

③ 民間賃貸住宅居住者への家賃助成を行うこと。

④ すべての区営住宅について、生活支援員を配置すること。

⑤ 区営住宅の使用承継制度と家賃減免を都営住宅並みにすること。

⑥ 保障会社の許可がおりないため、住居を借りられない人への支援を行うこと。

【一般】

＜住宅政策について＞

1. 住宅政策に貧困対策の視点を盛り込み、最低居住面積水準を満たした住宅を増やす方針とその目標を設定すること。

2. 高齢者、障害者、母子、若年ファミリー層、低所得者層への家賃補助制度を創設すること。
3. 空き家住宅・団地の実態把握を行い、高齢者、障害者や母子世帯、低所得者の住まいの確保など、福祉と連携した活用を図ること。また、高齢者や放課後の子どもの居場所、防災用備蓄倉庫等有効活用を図ること。
4. 孤独死予防対策や認知症高齢者への支援、見守りの強化など、巡回管理人の配置と、高齢者の多い団地には生活援助員を配置すること。
5. 住宅を借りる際に「保証人」がいない高齢者、母子家庭などに区が保証人を引き受ける制度を創設すること。

＜民間住宅への支援について＞

1. 分譲マンション共用部分のバリアフリー化助成を行うこと。
2. 長期修繕計画の未作成のマンションに対する建物診断費用、長期修繕計画作成の助成制度の創設をすること。
3. 安全な飲料水を維持するために、受水槽の清掃等、法規制のない１０トン以下の受水槽に対し、助成制度を導入し奨励をすること。
4. 「板橋区良質なマンションの管理の推進に関する条例」に基づく実態調査を受けて、管理組合立ち上げ支援事業など具体的な支援策を検討するための会議体をただちに立ち上げること。
5. 『管理組合新任役員向け基礎勉強会』講師を有償とし、テキストの共有化と水準を引き上げるため、内容を統一化するなど充実させること。
6. 『マンションの省エネガイドブック』を作成し配布すること。
7. 『分譲マンション管理アドバイザー派遣事業』制度の活用を促進すること。また、派遣されるマンション管理士に賠償責任保険への加入を義務付けること。
8. 区民が耐震リフォーム工事で、区内業者に発注した場合の助成割合を引上げること。
9. 「住宅リフォーム制度」を復活させること。また現在、行っている子育て世代を対象にしている助成を拡充すること。
10. 大規模建築物を建てる際に保育施設を入れる協議は行っているものの、設置されていない理由などを検証し、改善すること。

＜公営・公的住宅について＞

1. 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅において、収入減となっている居住者や入居を希望するファミリー世帯への家賃助成を行うこと。

11、子どもの権利を保障する子ども・子育て支援を

【重点】

① 子どもの権利条約を踏まえ、板橋区として子どもの基本的権利を掲げた『板橋区子どもの権利条例』

を制定すること。また、制定にあたっては子どもの意見を聞き反映すること。

② 区立保育園の民営化及び廃止方針を撤回すること。

③ 保育施設（家庭福祉員・ベビールームを含む）に対し、定員未充足分への補償を定員に達するまで行うこと。

④ あいキッズは、学童機能と全児童対策を分けて実施し、必要に応じて連携する運営に改めること。

⑤ 児童館は、児童厚生施設としてふさわしく0歳から18歳までのすべての児童・生徒を対象とし、施設の充実を図ること。また、子どもの声を反映させた運営を行うためにも、直営で運営し続けること。

⑥ 国に対し、保育士配置基準の引き上げ及び保育職員の処遇改善を求めること。

⑦ 児童相談所を含む子ども家庭総合支援センターの体制について、各課各係の業務量を把握し、必要な人員、定数管理を行うこと。

【一般】

＜保育施策について＞

1. 保育施設において重大事故が発生した場合は、必ず検証委員会を設置し、迅速に開催すること。また、原則公開とすること。
2. 板橋区『重大事故検証委員会報告書』を踏まえ、必要な対策が図られているか毎年検証し、公表すること。
3. 要支援児の認定は、申請した日でなく、事象がわかった時までさかのぼることを可能とすること。
4. 保護者の同意がなくても、必要に応じて要配慮加算を行えるようにすること。
5. 病児・病後児保育の補助を増やし、実施園を増やすこと。
6. 一時保育・定期利用保育を増やすこと。利用に係る保育料の負担を軽減すること。
7. 保育施設の維持補修費などの一般需要費、特に消耗品の増額を図ること。
8. 練馬区以外でも 0 歳～2 歳の区外からの入所申し入れを認めること。

＜区立保育園＞

1. 給食調理、用務のこれ以上の民間委託をやめ、直営を残すこと。
2. 老朽化した園舎は区として建て替え及び改修を計画的に実施し、引き続き公立園として運営すること。
3. 0 歳児及び障害児の保育時間拡大に対し、正規職員を配置すること。
4. 長期休暇代替職員は、正規職員とすること。また、臨時職員の欠員を解消すること。
5. 0 歳児の定員がない区立園にも看護師を配置すること。
6. 園外活動等に利用可能な園用の携帯電話を配備すること。
7. 公立園の新設を検討すること。
8. 医療的ケア児の受け入れについて、３歳児以上の制限を撤廃し、看護師・保育士を正規で加配すること。また、希望するすべての障害児の受け入れを保障すること。

9. 連絡帳アプリ「キッズビュー」の改善を行うこと（例；日曜祝日の記入をなくすなど）

10. 休日保育を実施すること。

＜私立保育園＞

1. 保育士の労働実態(給与・休暇取得状況・勤続年数)や雇用形態などを調査し、公立園と同等となるよう加算すること。

2. 延長保育及び、一時保育事業に対する加算を引き上げること。

3. 事務職員の常勤化をはかるための補助加算を行うこと。

＜認定こども園＞

1. 現行の幼稚園から移行する場合、大規模な施設改修が必要となるため、国基準に上乗せして補助を行うこと。

＜小規模保育所・家庭福祉員・ベビールーム＞

1. 看護師の巡回を行うこと。

2. 運営費については、在籍児童数ではなく、定員数を基本に支給すること。

3. 小規模保育所が子ども家庭総合支援センターをはじめ区施設と連携できるようにすること。

4. 施設改修費用の助成を行うこと。

＜居宅訪問型保育＞

1. 利用料の負担を軽減すること、また利用可能歳児を拡充すること。

2. 乳幼児健診などの機会をとらえて、対象児を把握し、利用案内や相談を行うこと。また、１事業者に頼るのでなく、複数事業者との契約を行うこと。

＜認可外保育施設＞

1. 定員の未充足対策について、制度の継続とともに、申請の条件を緩和すること。

＜ベビーシッターについて＞

1. ベビーシッター利用支援について、都の補助の上乗せとして区独自で就学以降も適用とすること。

2. 東京都に対する申請の簡素化をすること。

＜病児病後児保育について＞

1. 赤塚地域に病児病後児保育を増やすこと。

2. お迎えサービスについては、利用者が使いやすいよう制度改善と周知をはかるとともに、タクシー券の配布など検討すること。

＜あいキッズ及び児童館について＞

1. 使用できるスペースが狭く、特に長期休業中や保護者参観日はすし詰め状態のあいキッズがほとんどである。利用可能スペースを拡充すること。

2. 全児童対象事業の時間内においても、就労家庭の利用児童の専用室を確保すること。

3. あいキッズを希望するすべての要支援児を受け入れるため、必要な人員を配置すること。

4. あいキッズの職員配置基準について、常勤配置を１拠点１人以上とし、委託料を引き上げること。
5. 補食について、区としての標準内容を示し、改善すること。また提供時間について柔軟に対応できるようにすること。
6. 利用者アプリ「安心でんしょばと」の改善を行うこと（例；土曜利用を申し込んでいなくてもアプリ上で入力することができる等）
7. 児童館は、小・中学生が自由に活動できる時間と部屋を拡充すること。
8. 中高生の利用を保障するため、夜間開放も実施すること。
9. 児童館の利用について、乳幼児親子以外の対象者へのアンケートを実施すること。

＜子育て支援について＞

1. 区の次世代育成推進行動計画のなかに、子どもの遊び場の確保、外遊びの重要性を位置づけること。
2. 子ども家庭部と緑と公園課が連携して、プレーパーク事業を進めること。
3. ショートステイ、トワイライトステイの継続・拡充ができるよう、区として財政支援を強化すること。また、利用できる日数をさらに拡大すること。
4. すくすくカードのポイント額を引き上げること。また、特別養子縁組などの場合でも対象となるようにすること。
5. 区内に乳児院を設置すること。
6. あらゆる機会を捉え、社会的養護について区民への周知に努めること。
7. 児童館でも使用済み紙おむつを施設で回収できるようにすること。
8. 子ども家庭総合支援センターにウォーターサーバーを設置すること。
9. こども食堂などの食材提供への補助について、卵や納豆といった蛋白源も対象とすること。

＜外遊びについて＞

1. 異常な猛暑のなかでも身体をつかって遊ぶことを保障するため、屋内遊具場を新設すること。
2. 公園にタープ等を設置すること。
3. 常設のプレーパークを区内につくること。

12、主権者のための教育の充実を

【重点】

① 学校教育にかかる保護者負担については、完全無償化をめざすこと。

② 教職員の超過勤務を解消することや負担を軽減し、子どもたちの教育環境改善のために 30 人学級を実施し、区費で教職員の増員をはかること。

③ 学校に配置されている1000名を超える会計度任用職員の正規化をはかること。

④ 不登校の児童・生徒について、当事者や保護者の意見・要望を聞き尊重すること。また、経済的な支

援をすること。

⑤ 志村小・志四中の小中一貫校計画はやめ、志村小、志四中をそれぞれ現地で建て替えること。

⑥ 学校を廃校にしないこと。

⑦ 生涯学習センターを増やすこと。

【一般】

＜国・東京都への要望＞

1. 教育予算を国際水準まで引き上げること。
2. 大学等の学費を無償とすること。大学入学金の廃止、また返済不要の奨学金を創設すること。
3. 30 人以下学級を全学年で実施すること。また 35 人学級を中学生に広げること。
4. 学校給食費の無償化を国の責任で行うこと。
5. 就学援助基準の引き上げ(国)、上乗せ(都)し拡充すること。
6. 特別支援学級の教職員を増員すること。
7. 特別支援教室について、教員の配置基準を 10 対 1 にもどすこと。
8. 東京都の教員の人事考課制度はやめること。
9. 小学校１６学級以下の専科教員配置１名増、学校事務職員の欠員を正規職員配置で解消、養護教諭や学校事務職員を複数配置すること。
10. 学校図書館司書全日配置の予算措置を行うこと。
11. 全国統一の学力テストを中止すること。また、学校別・市区町村別結果の公表は行わないこと。
12. 都立高校の入試に活用する英語スピーキングテスト【ESATJ】は中止すること。
13. 都立夜間定時制高校の廃止計画は撤回すること。
14. 日本語学級の通級期間を延長し、学級数も増やすこと。また、現在ボランティアとなっていることば支援員を非常勤とし、母国語での意思疎通ができるようさらに増配置すること。
15. 日本語が不自由な生徒について、希望に沿った高校受験ができるよう、受験体制を改善すること。
16. 教育現場への『日の丸・君が代』の強制を行わず、子どもたち、教職員の思想・信条の自由、人権を保障すること。

＜不登校支援について＞

1. 不登校の総合相談窓口を作り、広くＰＲすること。
2. 文部科学省サイト「不登校に関する地元の相談窓口」への情報掲載をすること。
3. 不登校情報をまとめた保護者向けのパンフレットやサイトの作成をすること。
4. 東京都「多様な学びの場・居場所ポータルサイト」を積極的に活用すること。
5. フレンドセンターの対象者を低学年に広げ、自転車通学をみとめバス代の助成をすること。また、ステップアップ教室との併用を認めること。

6. 不登校を考える親の会など民間の団体が行う子どものケアや学習支援などの事業に対し、財政支援等を実施すること。
7. 不登校児童生徒の健康診断の受診率をあげるため、校医以外の病院や診療所等でも受診が可能であることの周知を行うこと。また、フレンドセンターで健康診断を実施すること。
8. フリースクールを利用している家庭へ助成をすること。

＜人的配置と労働環境の改善について＞

1. 会計年度任用職員の各種学校支援人材を正規化すること。
2. 学校用務の職務を見直し、正規の用務職員を必ず配置すること。
3. 教育の一環である学校給食の民間委託をやめ、正規の学校栄養士職員を全校に配置すること。
4. 宿泊の伴う学校行事について、医師と看護師を配置すること。特に大規模校では、看護師は 2 名以上とすること。
5. 資格を持ったスクールソーシャルワーカーを増員し、正規職員の配置も行うこと。
6. 教職員のための産業医を配置すること。教職員のメンタルの相談・発見・対応を早期に行えるようにすること。休職者の復帰の条件を明確にすること。
7. 各学校に教職員の休養室を設置すること。
8. すべての学校に職場安全衛生委員会を設置し、衛生管理者と衛生推進者の研修を行うこと。
9. 教員が使う印刷室、作業室にクーラーを設置すること。
10. 産育休や病休・介護休暇の代替教員、負担軽減の時間講師の人員を確保すること。
11. 育児短時間勤務制度が機能するように、時間講師の手配を学校任せとせず、教育委員会として確保すること。
12. 単学級には副担任を配置すること。
13. 区として保護者の同意がなくても必要に応じて、要配慮加配を行えるようにすること。

＜施設整備について＞

1. 『魅力ある学校づくりプラン』については、少人数学級を前提とし、大規模校の解消を盛り込んだ方針に改めること。小規模校を統廃合しないこと。
2. 教室に入れない児童・生徒の専用の固定の居場所を全校に設置し、必要な環境を整えること。
3. 廊下や武道場など、児童・生徒が過ごす場所にクーラーを設置すること。
4. エアコンの効率を上げるため、全ての教室の窓の断熱化と、体育館の屋根の断熱塗装工事を行うこと。
5. 校庭の芝生化を計画的に進めること。
6. 特別支援教室は、他の利用と兼用ではなく、専用の教室として使用し、２教室以上を確保すること。また、教材などが保管できる場所も確保すること。
7. 特別支援学級の施設整備は、現場の声を反映した板橋最低基準をつくり、全ての特別支援学級の

施設が充実するよう努めること。

8. 教員用パソコンについて、非常勤講師一人ひとりが使えるように配置すること。

学校プールについて、日差しや盗撮被害から守れるよう安全性を高めるシェードなどの設置を進めること。

＜保護者負担の軽減について＞

1. 義務教育における私費負担のあり方を抜本的に見直し、鍵盤ハーモニカ、 リコーダー、裁縫セット、体育着、社会科見学・遠足の交通費、演劇教室、音楽鑑賞教室、ワーク、ドリルなどを無償化または、保護者負担の軽減をはかること。
2. 学校令達予算を増やし、教材等の公費負担を拡大すること。
3. 就学援助を生活保護基準の 1.5 倍にすること。補助内容について、眼鏡購入費や部活動費・PTA 会費などに支給対象を拡大すること。

＜特別支援教育について＞

1. 特別支援学級は、２～３学級程度の規模にし、設置する学校数を増やすこと。
2. 就学前の児童が特別支援学級に体験学習できるようにすること。
3. 特別支援学級において、大型備品が購入できるよう備品配当予算を増額すること。教室に直接つながる外線電話を設置すること。
4. 特別支援学級に在籍している児童が、通常級に参加する場合は、保護者の付き添いを必要としないよう対応すること。
5. 特別支援教室（ステップアップ教室）の巡回指導を増やすこと。また担当教員への支援を強めること。
6. 原則１年としている特別支援教室の利用期間を必要な期間通えるようにすること。
7. 自閉症・情緒障害特別支援学級を設置すること。
8. ことばときこえの教室を増やすこと。また、教室に通うための移動支援を行うこと。
9. MIM（多層指導モデル）に関する研修を実施すること、また学校ごとの実施状況を調査し、公表すること。
10. 特別支援学校のセンター的機能の制度を、区内学校の教職員及び保護者に周知すること。
11. 小中学校特別支援教育指導事例等検索サイトへの事例投稿を行うこと（2025 年 9 月時点、ゼロ件）。

＜教育行政について＞

1. 教育委員会の中立性を堅持すること。
2. 重要な施策決定にあたって、教育委員と区民、保護者、子どもたちとの対話の機会を作ること。
3. いじめの対応は、子どもの命と発達を守ることを最優先にすること。学校・家庭などで話し合い、いじめの起きた背景や家庭や教員が抱える課題を検証し、ともに乗り越えられるようあたること。

4. 人権尊重を重視し、性差・障害・LGBT など、あらゆる差別をなくしていくための取り組みを充実させ、一律的な指導とならないよう区として指針を示し、ホームページ等で公開すること。
5. 校内暴力・体罰の実態把握と調査のシステムを確立し、体罰を含むすべての暴力を学校から根絶する取り組みを強化すること。外部指導員への研修を強化すること。
6. 『性暴力根絶ガイドライン』について、学校における性暴力を許さないという強いメッセージを明確にし、つねに児童生徒・保護者に周知すること。
7. 「授業スタンダード」をやめること。
8. 式典や行事等で「日の丸・君が代」を強制するのではなく、各学校の自主性を尊重すること。
9. 式典では体調不良を訴える児童・生徒が見受けられるため、子どもたちの負担とならないよう配慮すること。
10. 教員の負担軽減を現場任せにしないために、授業準備や教材研究等の時間を確保し、教育活動以外の事務負担を減らすよう教育委員会の責任で必要な人員を増やすこと。
11. 職場体験先として自衛隊を対象にしないこと。
12. 教科書採択は現場教職員の意見を十分に尊重すること。教職員が各学校で検討できるよう、見本となる教科書閲覧環境を見直し、日数を増やすこと。
13. 武道の授業について、組手などは行わず、安全対策を万全とすること。また、柔道着などについては貸し出しなどができるようにすること。
14. 学校図書について、基本蔵書数を満たしていない学校に対し、図書購入費の増額をさらに図ること。また、司書を増やし、常勤化すること。
15. 教育相談機能を区内各地へ置き、充実を図ること。
16. 天津わかしお学校について、教育の充実、区内小学校との連携等、十分な教育活動を保障し、体育館エアコン設置や教職員用宿舎の改善など必要な環境整備をただちに行うこと。
17. 区内小中学校の教職員や保護者、こども自身が天津わかしお学校について十分知ることができるよう、研修の充実、現地見学や宿泊を伴う体験入学などの機会を増やすこと。
18. 施設一体型の小中一貫校づくりをやめること。
19. 小中一貫教育について、必要性・妥当性・効果などを慎重に検討し、各学校に強制しないこと。
20. 全国統一学力テストに参加しないこと。
21. 『学力テスト』について、数値目標を現場に押し付けないこと。
22. 日本語学級を増設すること。また、外国籍の子どもの受け入れについて、語学ボランティアだけでなく、非常勤職員の活用などを行うこと。

＜幼稚園について＞

1. 区立幼稚園に養護教諭を配置すること。
2. 区立高島幼稚園の大規模改修を行い、給食提供も可能にすること。

3. 私立幼稚園でも要支援児を受け入れやすくできるよう、助成額を増額すること。また保護者の同意を前提にしないよう東京都へ要請すること。
4. 新制度への移行に必要な施設改修に対し、区として補助を上乗せすること。
5. 保護者が支払う預かり保育の保育料に、区として助成し負担の軽減を図ること。

＜図書館行政について＞

1. 区立図書館について、直営での運営に戻す検討を行うこと。
2. 利用者、学識経験者等が参加する「図書館協議会」を設置すること。
3. 図書館資料費を増やし、各図書館の特色を充実させるとともに、区民からのリクエストに応えて、購入書籍を増やすこと。音楽ＣＤ、ＤＶＤ等の活字メディア以外の資料についても、より充実させること。
4. すべての区立図書館において無期契約の正規職員を配置すること。
5. 中央図書館の駐輪場、駐車場は無料とすること。
6. 「りんごの棚」を設置すること。
7. 区立図書館のバリアフリー化をすすめること。特に、蓮根図書館のトイレのバリアフリー化をただちに実施すること。

＜社会教育について＞

1. 生涯学習センター（まなぽーと大原・成増）の利用料は無料にし、増設すること。
2. 社会教育団体の育成に力を入れること。
3. 社会教育指導員の定着率を引き上げるよう、職場環境の改善を進めること。特に、研修を保障し正規化することや社会教育主事を採用すること。
4. まなぽーとの機能を区内５カ所で行えるよう検討すること。また指定管理者制度を導入しないこと。
5. 社会教育施設にフリーWi-Fi を整備し、自宅以外の場所でもオンライン学習ができるようにすること。

以上

13. 地域要望

≪大山周辺≫

1. 幸町集会所は廃止しないこと。

2.板橋交通公園改修について

① 交通公園としての機能を残すこと。

② 現在の管理棟にエレベーターを設置し、地域住民が利用できるよう集会所を残すこと。

③ できうる限り樹木を残すか、植樹をして緑豊かな公園とすること。

④ ボール遊びができるスペースをつくること。

⑤ 遊具利用料を子ども(3 歳以上)達から徴収しないこと。

3. 幸町のスーパーイイダ前の出水対策を強化すること。

4. 東上線高架化事業に伴い、大山駅近辺の当日利用自転車駐車場が減少しています。需要に応じて増設すること。

5. 大山地域に図書館を作ること。

6.中丸児童遊園は、工事が長引き、今後数年使えない状態です。代替の公園を至急設置すること。また、新しい公園にする場合、計画の段階(いまのうち)から住民の希望を取り入れること。

7. 板橋第5小学校の周辺に散歩中の人が一休みできる「街のシルバーシート」などを設置すること。

8. 金井窪の出水対策を強化すること。

9. 熊野町 35－7 番～34－17 番に至る道路は大雨時に、山手通り・川越街道の両方向から水が流れ込みます。特に、35－3 番の四つ角が高くなっているため、この一帯の道路が冠水します。大雨時は通行止めにすること。

10. 中丸なかよし児童遊園でのごみやたばこのポイ捨てや夜間の騒音対策を行うこと。

11. 旧みなみ児童館を地域に開放すること。

12. 熊野公園トイレの清掃は、清潔を保つため毎日行うこと。

13. 熊野地域センターの 3 階ホールに卓球台を設置すること。また、第一洋室の利用目的に「調理」を加えること。

14. 首都高速 5 号線の拡幅工事に伴う振動対策を強化すること。

15. 高速道路高松ランプ周辺の騒音・振動対策を強化すること。

16. 中丸地域に高齢者の居場所を設置するとともに、クーリングシェルターや乳幼児連れでおむつ交換可能な居場所を設置し、周知すること。

17. 中丸集会所の夜間・休日利用時に管理人を常駐させてください。また、調理室を使用できるようにすること。

18.大山東集会所に映像投写用スクリーンを常備すること。

≪富士見・中板橋駅周辺≫

1. 富士見地区に高齢者の介護施設を新設すること。
2. 中板橋駅周辺のまちづくりは再開発としないこと。中板橋駅周辺あかずの踏切解消は住民の声を尊重してすすめること。
3. 中板橋駅の北口側へエレベーターを設置し、北口改札口を出たスペースの拡大とスロープを含むバリアフリー化を図ること。北口と南口をむすぶエレベーターは歩道橋を駅か外に接道すること。
4. 中板橋駅の南口側を半ロータリー化にし、タクシーが常駐できるような駅前広場を整備すること。
5. 中板橋駅周辺の駐輪場に当日利用を設置すること。
6. 都営三田線板橋本町駅の A1・A 3 出口もエレベーターが設置できるよう調査すること。
7. 中根橋の橋の改修工事について、当初の設計図のように、住民が憩えるスペースを入れた改修計画を再度検討すること。
8. 石神井川沿いの桜の樹の老朽度を再度点検し、危険な老木については緊急に植え替えること。桜の木の本数を減らさないこと。
9. 氷川町、栄町、の石神井川沿いのブロック舗装の、改修工事が残っている部分へのカラーロード化を早く進めること。
10. 仲町ふれあいセンターのトイレに衛生面に配置した、非接触で使える自動水栓及び温水洗浄便座を設置すること。
11. 旧板橋第四中学校の跡地のカンザクラは、伐採や移植などを行わないこと。
12. 富士見団地の建て替えで生じる余剰地について、地域住民から要望が出されている介護関係の施設・事業所の設置ができるよう、東京都に働きかけること。
13. 板橋第 8 小学校と富士見団地をつなぐ歩道橋にエレベーター・スロープを設置すること。
14. 富士見団地の各戸のドアが重い為、出入りの際に事故等が生じているので改善をはかること。
15. 区立氷川児童遊園から環状七号線に出るところにカーブミラーを設置すること。
16. 石神井川沿いに腰掛けられるベンチなど増やすこと。
17. 板橋大山公園のこどもの池に、日陰スペースを設置するなど暑さ対策を強化すること。

≪大谷口周辺・南部地域≫

1. 環状7号線・武蔵野病院前交差点を歩車分離信号にしてください。
2. 放射 36 号線（要町通り）の延伸について、騒音や排ガス対策、緑化など、周辺の環境に十分に配慮すること。また、地元小茂根に暮らす住民の生活が分断されないよう、歩行者横断帯を確保すること。
3. 桜川、東新町、東山町、小茂根、大谷口、向原のいわゆる区南部地域は交通不便地域となっているので、公共交通サービスによって早急に解消すること。
4. 都立城北公園の拡張計画の事業化について、今後新たな事業化区域を設定しないこと。

5. 区立上板橋第二中学校の跡地等の利用について既存の建物をこわさないで有効活用すること。活用については地域住民の意見を集約し、声を反映すること。
6. 小茂根 1 丁目集会所の男女共有トイレの改修及び道路から同施設入り口に至る階段への手すりを設置すること。
7. 小茂根 2 丁目公園内及び周辺に街灯を増やすこと。
8. 小茂根 2-11-4 の交差点にカーブミラーやガードをつけるなどの安全対策を講じること。 また、自転車の飛び出しに対する対策を講じること。
9. 小竹向原駅1番口付近に設置されるエレベーターの進捗について区民に明らかにすること。
10.向原ホールの単独改修の計画をたてること。また必要な修繕をただちに行うこと。
11.向原小学校は教育施設としての意義を果たすため、単独改修すること。
12. 区画 5 号道路の見通しが悪く、カーブミラーがあっても歩行者の飛び出し等の危険を察知することが難しくなっていいます。大谷口 64 にある電柱の位置を移して改善を図ること。
13. 大谷口地域に新たな集会所を設置すること。
14. 大谷口上町公園の井戸が災害時使用できるよう手押し型ポンプを設置すること。
15. 大谷口 2 丁目のスーパーよしや大谷口店の店舗前の歩道が歩きにくい。約 2mの歩道の中央のガードレールを取り、段差をなくしてフラットにするよう道路整備を行うこと。
16. 東山公園内集会所を廃止しないこと。
17. 大谷口北町集会所のマイクの状態が良くないので、修理あるいはワイヤレスマイク等新しいものへ変えること。また、椅子及び洋式トイレを増やし、洋室にスクリーンを設置すること。
18.環状 7 号線茂呂交番付近の歩道橋を渡らず、横断歩道のない場所を道路を横切る歩行者が多く危ない。安全対策を講じること。
19.川越街道から上板橋小学校に入る道路が、学校側の樹木で見通しが悪くなっている。適切に剪定等すること。
20.桜川地域センターレクホールの可動間仕切り壁の改修及び内装の改修を行うこと。

≪板橋・区役所周辺≫

1. 板橋1、2丁目に認可保育園を増設してください。
2. 板橋1、2丁目にふれあい館や高齢者介護支援センターを新設すること。
3. 板橋 1、2 丁目に、住民が利用できる調理室や集会室を整備すること。
4. 南板橋公園の現存建物を建て替え、集会室を再整備すること。
5. 「下板橋駅前集会所」にエレベーターを設置すること。
6. 「ハイライフプラザいたばし」について
 ① 10名程度の少人数利用もできる施設にすること。

② 他施設に比べて利用料金が高いので値下げをしてください。

7. 板橋地域センターに災害時の連絡に役立つ公衆電話を設置すること。

8. 板橋地域センターの地下会議室利用時に簡易調理ができるよう認めること。

9. バーリントン公園の公衆便所を改築し、清掃回数を増やすこと。

10. 板橋駅前公衆便所（女性用）は2室ですが、2室とも和式のため1室は洋式に改善すること。

11. 東板橋図書館の蔵書数を増やすこと。

12. JR 板橋駅再開発ビルの区利用床に、地域住民が低額で利用できる集会室を確保すること。

13. JR 板橋駅及び西口再開発にあたり、周辺道路の舗装を改修すること。

14. 都営三田線新板橋駅トイレを、地上階または改札階に設置すること。

15. 公衆電話は撤去せず、存続すること。

16. 板橋1、2丁目に高齢者住宅をつくること。

17. JR 板橋駅および東上線下板橋駅の出入り口に近い場所に郵便ポストを設置または移設すること。

18. 区役所周辺の区の公共施設の再整備計画については、定期的に住民説明会を行い、地域住民の意見を反映すること。

19. 都営地下鉄「新板橋駅」の板橋4丁目側出入り口を、階段の下（4丁目1番地の住宅側から、階段を上らずに駅に入れるように）に設置するよう、東京都に要請すること。

20. 板橋 4 丁目スカイプラザ（スーパーライフ）から金沢橋への道路について、電柱があることで歩道が狭くなり歩行者も自転車に乗っている人も困っている。無電柱化するよう関係機関に要請すること。

21. 北園高校西側のガードレールの移設や電柱を移動するなどし、歩行者と自転車が安全に通行できるようにすること。

22.新設された板橋 4 丁目集会所の 2 階のフロアがかび臭い。特に夏は顕著であるため、対策を講じること。

≪仲宿地域≫

1. 仲宿商店街に出店している大規模店舗には、必要な自転車駐車スペースを確保させること。

2. 仲宿商店街に小休憩できる場所（ベンチを置くなど）をつくること。

3. 仲宿商店街について、自転車は降りて通行するよう案内すること。

4.石神井川番場橋の遊歩道と車道の仲宿 15-1 の側に飛び出し注意喚起の標識をつけること。

≪加賀周辺≫

1. 加賀二丁目公園の草刈りを適切な時期に実施すること。合わせてベンチを増設すること。

2. 加賀公園の男子トイレは、異臭がひどい。早急に改善すること。

3. 加賀地域の石神井川周辺で発生するユスリ蚊の対策を強化すること。

4. 加賀 1 丁目の避難所について、金沢小ではなく、東京家政大学を指定避難所として使用できるよう協議すること。
5. 帝京病院の補助 87 号線の稲荷台側からの歩行者の飛び出しに対する対策を講じること。
6. 大規模マンションの建築による住民増が顕著であるため学校など教育施設の計画を明らかにすること。

≪本町・蓮沼町・清水町・宮本町・小豆沢周辺≫

1. 本蓮沼駅 A1出口の段差の解消と老朽化した階段を改修すること。
2. 本蓮沼駅 A3 出口にエレベーター、エスカレーターを設置すること。
3. 蓮沼、小豆沢地域で、銭湯利用が不便になっている人たちへの手立てを講じること。
4. 本蓮沼公園内集会所のトイレを男女別にし、個室を洋式にすること。
5. 清水町集会所を存続すること。
6. 都営地下鉄「板橋本町駅」A2 口へエレベーターとエスカレーターを設置すること。
7. 日本郵政の社宅の跡地利用についてお示しください（宮本町 62-16、51-12）。
8. 宮本町 58 番地都営住宅の建替え計画をお示しください。
9. 本町児童遊園のトイレを洋式化すること。
10. 本町集会所利用者の駐輪場を確保すること。
11. 旧板三小跡地にボランティアセンターを残すこと。
12. 上記跡地に高齢者のための施設をつくること。
13. 上記跡地の広場スペースは、いまよりせまくしないこと。
14. 清水町地域に児童遊園を作ること。（保育園がたくさんできています）
15. 小豆沢通り、「志村四小前」信号と「赤羽北三」信号の間（小豆沢 2 丁目 33-36 番、小豆沢 4 丁目 1-2 番を四隅とする交差点にゼブラゾーンをつけること。横断する人が多く危険です。
16. 志村坂上駅に自転車駐車場を新設すること。
17. 志村坂上駅の A1 または A2 出口にエレベーター、エスカレーターを設置すること。
18. 旧志村警察署の跡地は交番や防災広場にするよう都に要望すること。
19. 蓮沼公園周辺に集会所を設置すること。
20. 志村コミュニティーホール 3 階のレクホールのエアコンの性能をよくすること。
21. 蓮沼、小豆沢地域に増えている空き家や空き室を区で借り上げて、低家賃の住宅として貸し出すこと。
22. 小豆沢2丁目29番、30番、26番、24番が接する交差点にカーブミラーをつけるか、飛び出し危険などの注意喚起の表示を設置すること。一歩通行の車両と29番30番側から飛び出す自転車の接触事故が頻発しています。
23. 志村坂上地域センター付近に郵便ポストを設置すること。
24. 小豆沢 3 丁目（10番18号）及び小豆沢2丁目（11番19号）の2つの都営アパートが解体されています。

跡地を公営住宅や福祉施設、公園など公的に活用すること。

25. 板橋中央病院（小豆沢２丁目）の改築計画（構想）を地域住民に説明するよう、働きかけること。

26. 蓮沼公園のベンチに雨よけの簡易屋根を設置すること。

27. 本蓮沼公園のトイレを男女別洋式にすること。

≪前野・ときわ台周辺≫

1. 前野児童遊園、常盤台北口公園、中台二丁目公園、伊志見町公衆便所のトイレを和式は洋式に、男女共用は男女別に改修すること。

2. 常盤台公園にあるトイレに「だれでもトイレ」を作ること。

3. 中央図書館跡地の活用に、地域の声を反映させること。

4. 前野ホールの音響設備は、修繕して使用できるようにすること。

5. 前野町三丁目集会所に集会所をつくること。

6. 前野町三丁目26～30の区道について、人通りや交通量が多く危険なため、一方通行にすること。

7. 前野町六丁目の富士見街道と前野中央通りの交差点付近について、大雨の際に歩けないほど水が溜まり危険なため、水はけをよくするための対策を図ること。

8. 前野町１丁目けやきの公園のトイレを改修すること。

9. 常盤台駅に区立の自転車駐車場を増設すること。

10. 常盤台駅の開かずの踏み切り対策を強力に進めること。

11.水久保公園内集会所を改修すること。

12.前野３丁目の元集会所と作業所の跡地の今後の利用計画を明らかにすること。

13.前野4丁目のおとセンの跡地を地域住民が使える施設にすること。

14.前野ホールのロビーを活用して小中学生が遊べるようにすること。

15. ときわ台北口第四自転車駐車場の電動アシスト付大型自転車のスペースをふやすこと。

16. 上記駐車場の二段ラックは使われていないので改善すること。

≪中台・若木・上板橋駅周辺≫

1. 若木2・3 丁目地域の洪水対策をすすめること。

2. 若木通りの電柱を地下に埋設し、車いすでも通行できるよう歩道を整備すること。

3. 補助238号線ときわ通りと西台中央通りの交差点に信号機を設置すること。

4. 環八本線に接続する補助249号線区道の擁壁の緑を枯らすことなく、維持管理すること。

5. 上板橋駅の南口側にエスカレーターを設置すること。

6.イトーヨーカドーの廃業に伴う駐輪場の廃止によって駐輪場が不足している。区として駐輪場を設置すること。

7.上板橋駅北口にできる予定のイオンの中に、集会所をつくること。

≪舟渡・蓮根・新河岸周辺≫

1. 浮間舟渡駅前のスポーツ公園を災害時の一時避難場所や町会のイベント、お祭りなどの広場として地域に開放すること。
2. 舟渡地域センターにエレベーターを設置すること。
3. 都営新河岸 2 丁目アパートの建て替えにおいて、郵便局が地域に戻ってこられるようにすること。今後建て替えとなる棟の保育園や店舗についても、再入居可能とすることについて、区として都へ求めること。また、区として、都営敷地外に、店舗、郵便局が設置できるよう支援すること。
4. 舟渡 4 丁目の MFLP・LOGIFRONT 東京板橋の設置による車両増などの騒音、排ガスや安全対策について、区として、環境調査を実施すること。
5. JR 浮間舟渡駅前のタクシー乗り場に屋根を設置すること。
6. 蓮根駅前通りの蓮根 3 丁目から舟渡に渡る橋手前の歩道の設置を行うこと。
7. 都立浮間公園のすべてのトイレを洋式化すること。
8. 蓮根地域の小中学校に救命ボートを配備すること。
9. 新河岸 2 丁目に計画されている産業廃棄物処理施設が、建築基準法などに違反する場合は設置を認めないこと。

≪徳丸・東武練馬駅周辺≫

1. 東武練馬駅東口改札口前の区営駐輪場を拡充し、東武練馬タウンブリッジ周辺にエレベーターを設置すること。
2. 東武練馬駅北口横の徳丸スクエアについて、車道との段差が高く、通行人が度々転倒しています。管理事業者に対し、段差の解消や危険を知らせる案内板等の設置を求めること。
3. 徳丸に区立図書館を新設すること。当面、地域センターなどで本の受け取りや返却ができるようにすること。
4. 徳丸不動通りに、路上パーキングを設置するよう関係機関に働きかけること。
5. 徳丸一丁目の危険な擁壁について、関係者との協議を継続し、必要な支援を行うこと。
6. 徳丸 3 丁目の郵政宿舎について、防災機能を備えた公園にするよう関係機関に働きかけること。
7. 徳丸地域に交通不便状態を改善するための巡回ワゴン車などを走行させること。

≪高島平・西台周辺≫

1. 高島平二丁目前谷津川緑道について、桜や梅の木の老年化により、伐採され、並木が少なくなっている。植栽して樹木を増やすこと。

2. 高島平二丁目町会内に郵便ポストを設置するよう要望すること。
3. 都営三田線高島平駅東口と、西口にエスカレーターを設置すること。また西口改札に、終日、駅職員を配置するよう要望すること。
4. 西台駅の東口にエレベーターを設置すること。また、西口にも常時、職員を配置するよう求めること。
5. 西台二丁目15番地の区道がかなり狭く危険なので、安全対策をとること。
6. 都道 201 号・高島平 1 丁目4番(西台中)と 5 番の一方通行出口にカーブミラーを設置すること。
7. 高島通りの点字ブロックを滑りにくいものに張り替えること。また自転車道を整備すること。
8. 熱帯環境植物館から徳丸橋までの間の坂道(両側)の歩道の拡幅を行うこと。合わせて安全対策を強化すること。
9. 新高島平駅の高島平 7 丁目に出る口にもスロープを設置すること。
10. 新高島平駅にタクシー乗り場を設置すること。
11. 西高島平駅前の国道にかかる陸橋にエレベーターを設置すること。
12. 都営西台アパートと地上を結ぶエレベーターの二基目を設置すること。
13.高島2小・高島2中はそれぞれ単独で整備すること。

≪成増・赤塚周辺≫

1. 成増三丁目集会所で調理ができるようにすること。
2. 三園2丁目に集会所及び公園を整備すること。
3. 成増2丁目5の交番の歩道が、陸橋などあるため極めて細くなっていて危険な時があるので改善すること。
4. 赤塚・成増地域に公立保育所を新設すること。また、赤塚保育園は民営化しないこと。
5. 成増団地建て替えに伴い発生する余剰地に都営住宅や高齢者福祉施設を作るよう都に要請すること。
7. 成増駅北口の西友の施設内に、駐輪場を増設するよう、西友に要請すること。
8. 東上線成増駅と下赤塚駅周辺に駐輪場を増設すること。
9. 下赤塚、成増駅の開かずの踏切対策をすすめること。
10.旧赤塚 5 丁目のいこいの家を、集会所や保育園などとし活用すること。
11.赤塚新町光が丘集会所の 1 階の窓のカーテンをプロジェクター上映などで使えるよう遮光カーテン、マイク、スピーカーを設備すること、また2階トイレを洋式で男女別にすること。冷蔵庫を設置すること。
12.成増駅の「成増西歩道橋」周辺の交通安全対策を行うこと。

＜バス停の新設、運行の改善について＞

(1)バス路線の延長・新設について

1. ときわ台駅から板橋区役所経由の路線を新設すること。

2. 西武バスの(光31)(練高01)(練高02)について、「成増駅南口」と「朝日町都営住宅前」の間に、新たなバス停を新設すること。
3. 舟渡斎場前(舟渡４－14－6)に停車する路線を新設すること。
4. 練馬車庫発の石03(成増駅南口経由石神井公園駅ゆき)のバスを、光が丘公園東側から日大光が丘病院と都営地下鉄光が丘駅経由にすること。
5. 稲荷台、加賀地域から、板橋区役所、東京都健康長寿医療センターへの路線を新設すること。
6. 山手通りの熊野町のバス停廃止に伴う不便を解消すること。
7. 高島平中央総合病院(高島平１－69－8)を経由する路線を新設すること。
8. 新河岸3丁目と駅をつなぐバス路線を新設すること。
9. コミュニティバスりんりん号を新河岸３丁目、三園２丁目へ延伸すること。
10. 高島平地区から成増駅に向かう路線を延長し、「成増駅北口」から高台通りを右折し、川越街道を左折、赤塚新町３丁目交差点を光が丘公園方向に右折、赤塚新町小学校前を経由して日大光が丘病院、大江戸線光が丘駅に至る線(往復)のバス路線を新設すること。
11. 高島平地区から成増駅に向う線路の「六道の辻」から直進し、川越街道を左折、赤塚新町３丁目交差点を光が丘公園方向に右折、赤塚新町小学校前を経由して日大光が丘病院、大江戸線光が丘駅に至る路線(往復)のバス路線を新設すること。
12. 地下鉄成増駅と旭町都営住宅前の間の成増小学校前に、新停留所を設置すること。
13. 志村三丁目とときわ台駅を結ぶ路線の本数を増やすこと。
14. 加賀地域～JR 板橋駅～板橋区役所～大山駅を循環するコミュニティバスを運行すること。

(2)バス運行時間の延長について

1. 池袋駅東口発の池55(小茂根5丁目ゆき)、光02(光が丘駅ゆき)、練93(練馬北町車庫)のバスを夜10時台まで運行すること。
2. 板橋駅最終バスの発車時刻は土・日 21:00、平日でも 21:07、王子駅最終便に比べ、30 分早く終了するため、運行時間の延長を図ること。

(3)バス停等の改善について

1. 王22(王子～板橋駅～王子)の路線で「行き先表示」「バス停表示」を改善すること。
2. 区内のすべてのバス停について、屋根(雨よけ)、風よけ、ベンチを設置すること。なかでも、住民の要望が強い次のバス停については、狭小地、地下埋設物などに対する特別の工夫もし、早急に改善すること。
 ① 環状７号線＝姥が橋、稲荷台、大和町、富士見都営住宅、中板橋駅入口、南常盤台、東山町
 ② 川越街道＝大谷口上町、下頭橋、常盤台入口、東新町一、上板橋一、桜川
 ③ 中仙道・山手通り＝仲宿、上宿、大和町、清水町、蓮沼町、東坂下二
 ④ 王22路線＝板橋四、板橋三、加賀一、十条住宅、板橋給水場、区境

⑤ 熊野町循環路線(池 02)＝南町庚申通り、中丸町、熊野町、中丸町坂下、南町住宅

⑥ 要町循環路線(池 03)＝南町住宅

⑦ 池袋→光が丘路線(光 02)＝中丸町坂上

⑧ 大山経由池袋行路線(赤 51 など)＝中丸町坂上

⑨ 高島平、池袋路線(池 21 など)＝中丸町、南町庚申通り

⑩ 国際興業バス路線＝板橋１丁目停留所(巣鴨信金前)

⑪ 赤51･57路線＝仲町出張所前、栄町、板橋第三(中)、本蓮沼駅

⑫ 池20、赤56路線＝高島平九

⑬ 赤02路線＝大東文化大学、四葉町

⑭ 東練01路線＝高島六の橋、高島第一(中)、新河岸都営住宅入口、グランド前

⑮ 高01路線＝西高島平駅、高島第三(小)裏、高島平四、高島高校、赤塚公園、高島平警察署、

⑯ 浮船02路線＝西台(中)、蓮根二、西台駅、地下鉄検車場、舟渡(小)

⑰ 富士見街道＝常盤台郵便局(王54)、前野町(赤53、93)

以上